土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付要領

制定　令和３（2021）年４月１日　生振第41号

（趣旨）

第１条　県の交付する土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36（1961）年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第２条　土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は交付の相手は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 補助金の交付目的 | 交付の対象である事務又は事業の内容 | 交付率 | 交付の相手方 |
| 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金 | 園芸大国とちぎづくりの実現に向け、これまで進めてきた露地野菜の産地づくりを加速化し、競争力のある大規模な産地（以下｢園芸メガ産地｣という。）  に育成する。 | 市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町村農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部又は農業サービス事業体が、土地利用型園芸メガ産地育成事業実施要領（令和３（2021）年４月１日付け生振第41号。以下、「実施要領」という）に基づき行う土地利用型園芸メガ産地育成事業に要する経費、若しくは農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町村農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部又は農業サービス事業体が、実施要領に基づき行う土地利用型園芸メガ産地育成事業につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 | 当該事業に要する経費の２分の１以内  　市町村が補助する場合にあっては、市町村が交付する補助金の10分の10以内。ただし、当該事業に要する経費の２分の１を限度とする。 | 市町村、  農業協同組合、  農業生産組織、  農地所有適格法人、  認定農業者、  実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、  市町村農業公社、  全国農業協同組合連合会栃木県本部、  農業サービス事業体 |

（交付の申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者が、規則第４条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 提出すべき申請書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
| 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金 | 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付申請書 | 規則の別記様式第１ | １ | １　事業計画書  ２　収支予算書 | １　様式１  ２　様式２ | １  １ | 農業振興事務所長（ただし、欄外※に掲げる者が実施する事業（以下、「直接申請事業」という）にあっては知事）が別に定める日 |

※事業実施地区が複数農業振興事務所の範囲に及ぶ事業実施主体

（補助条件）

第４条　規則第６条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

1. 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）の承認を受けること。
2. 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）の承認を受けること。
3. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）に報告し、その指示を受けること。
4. 農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

（軽微な変更）

第５条　前条第１号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

1. 事業実施主体の変更
2. 事業実施地区の変更
3. 事業の廃止
4. 事業実施主体ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
5. 事業実施主体ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

（変更の承認）

第６条　第４条第１号の規定に基づく農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（様式３）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して１部を農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）に提出しなければならない。

（状況報告）

第７条　規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 提出すべき申請書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
| 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金 | 土地利用型園芸メガ産地育成事業状況報告書 | 規則の別記様式第２ | １ | 状況報告書 | 様式４ | １ | 農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）が別に定める日 |

（実績報告）

第８条　規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 提出すべき申請書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
| 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金 | 土地利用型園芸メガ産地育成事業実績報告書 | 規則の別記様式第２ | １ | １　事業実績書  ２　収支精算書 | １　様式１  ２　様式２ | １  １ | 農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）が別に定める日 |

（補助金の請求）

第９条　規則第18条の規定により提出する書類は、次の各表に定めるところによる。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 提出すべき申請書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき  書類の名称 | 部数 | 提出期限 |
| 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金 | 土地利用型園芸メガ産地育成事業費補助金交付請求書 | 規則の別記様式第4 | １ | １　交付決定通知書の写し  ２　額の確定通知書の写し | １  １ | 農業振興事務所長（ただし、直接申請事業にあっては知事）が別に定める日 |

（帳簿の備付等）

第10条　規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間とする。

（その他）

第11条　この要領のほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附　則（令和３（2021）年４月１日付け生振第41号）

１　この要領は、令和３（2021）年４月１日から施行する。

２　この要領は、令和８（2026）年３月31日をもって、その効力を失う。